

加古川市新型インフルエンザ等対策行動計画

加 古 川 市

平成 27 年 3 月

加古川市新型インフルエンザ等対策行動計画

目次

ページ

I はじめに

1 取組の背景	1
2 市行動計画の策定	2

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

1 対策の目的及び基本的な戦略	3
2 基本方針	4
3 対策実施にあたっての基本的な考え方	5
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	10
5 市行動計画における主要な対策	10
6 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	17
7 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	18
8 患者情報等の取扱いに係る考え方	22

III 各発生段階における対策

1 未発生期	23
(1) 実施体制	23
(2) 情報収集・提供	24
(3) 予防・まん延防止	25
(4) 医療体制の備え	26
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	26
2 海外発生期（県内未発生期を含む）	28
(1) 実施体制	29
(2) 情報収集・提供	29
(3) 予防・まん延防止	30
(4) 市民生活及び市民経済の安定の確保	32
3 県内発生・地域未発生期	34
(1) 実施体制	35
(2) 情報収集・提供	35
(3) 予防・まん延防止	37
(4) 市民生活及び市民経済の安定の確保	42

4	地域発生早期	45
(1)	実施体制	45
(2)	情報収集・提供	46
(3)	予防・まん延防止	46
(4)	市民生活及び市民経済の安定の確保	58
5	地域感染期	60
(1)	実施体制	61
(2)	情報収集・提供	61
(3)	予防・まん延防止	62
(4)	医療体制の備え	64
(5)	市民生活及び市民経済の安定の確保	64
6	小康期	70
(1)	実施体制	70
(2)	情報収集・提供	70
(3)	予防・まん延防止	71
(4)	医療体制の備え	72
(5)	市民生活及び市民経済の安定の確保	72
	用語解説	74

I はじめに

1 取組の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

20世紀では、大正7年（1918年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、わが国でも約39万人が死亡している。また、昭和32年（1957年）にはアジアインフルエンザ、昭和43年（1968年）には香港インフルエンザがそれぞれ大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。最近では、平成21年（2009年）に新型インフルエンザが発生した。

病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成24年5月に制定された。さらに、平成25年6月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成された。

兵庫県においても、この政府行動計画を踏まえ、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めた「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が平成25年10月に作成された。

2 市行動計画の策定

本市においても、特措法第8条の規定により、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえて、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを主な目的として、「加古川市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定するものである。

今回の市行動計画が対象とする感染症は、以下の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）を対象とすることとする。

- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

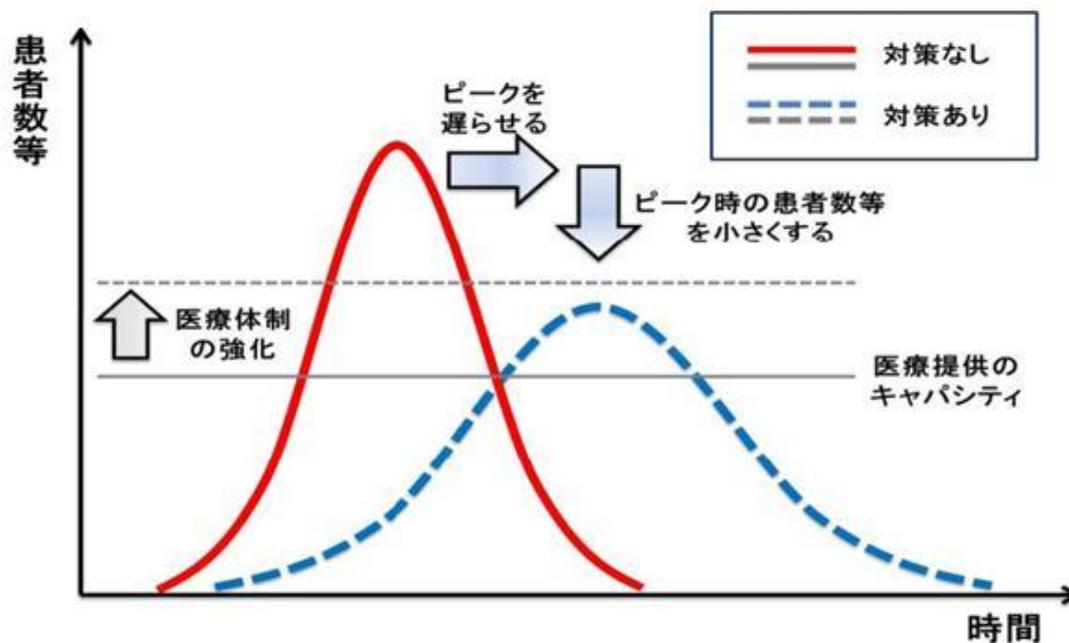
なお、新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも完全に予測されたように展開するものでないことが想定されることから、今後、政府行動計画及び県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、必要に応じて修正を加えていくものとする。

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがかり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供能力を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを主たる目的として対策を講じていくこととする。



(出典：政府行動計画)

ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の強化・拡充やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、地域医療の受け入れのキャパシティを超えないようにするとともに、増加する患者について、地

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

域医療の受け入れ体制の拡充・強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

イ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 行政はもとより、市民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ、市民生活や市民経済の安定に寄与する事業者の欠勤者数を減らす。
- ・ 各事業者の事業継続計画の作成・実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生前の準備、発生後の予防とまん延防止、適切な医療の提供と社会機能維持に大別される。その目的は上記のとおりであり、社会全体の危機管理として取り組む必要がある。

ア 社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、企業、学校、市民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエンザ等対策に積極的に取り組む。

イ 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、住民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康管理や身体づくりが求められる。このため、県及び市は、県民や市民に対して、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めること、肺炎球菌や季節性インフルエンザ等の各種ワクチンを接種することなど、平素から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

ウ 医学的ハイリスク者（※）への対応の充実

新型インフルエンザ等にり患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者など、いわゆる「医学的ハイリスク者」への対応を重点的に行う。

- ※ 基礎疾患を有する者（呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者）及び妊婦

3 対策実施にあたっての基本的な考え方

ア 病原性、感染力の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に迅速に対応できるよう、県行動計画に合わせて、病原性（重症者の発症状況等）、感染力（発生患者数等）の程度に応じて3つの対策レベルを用意する。

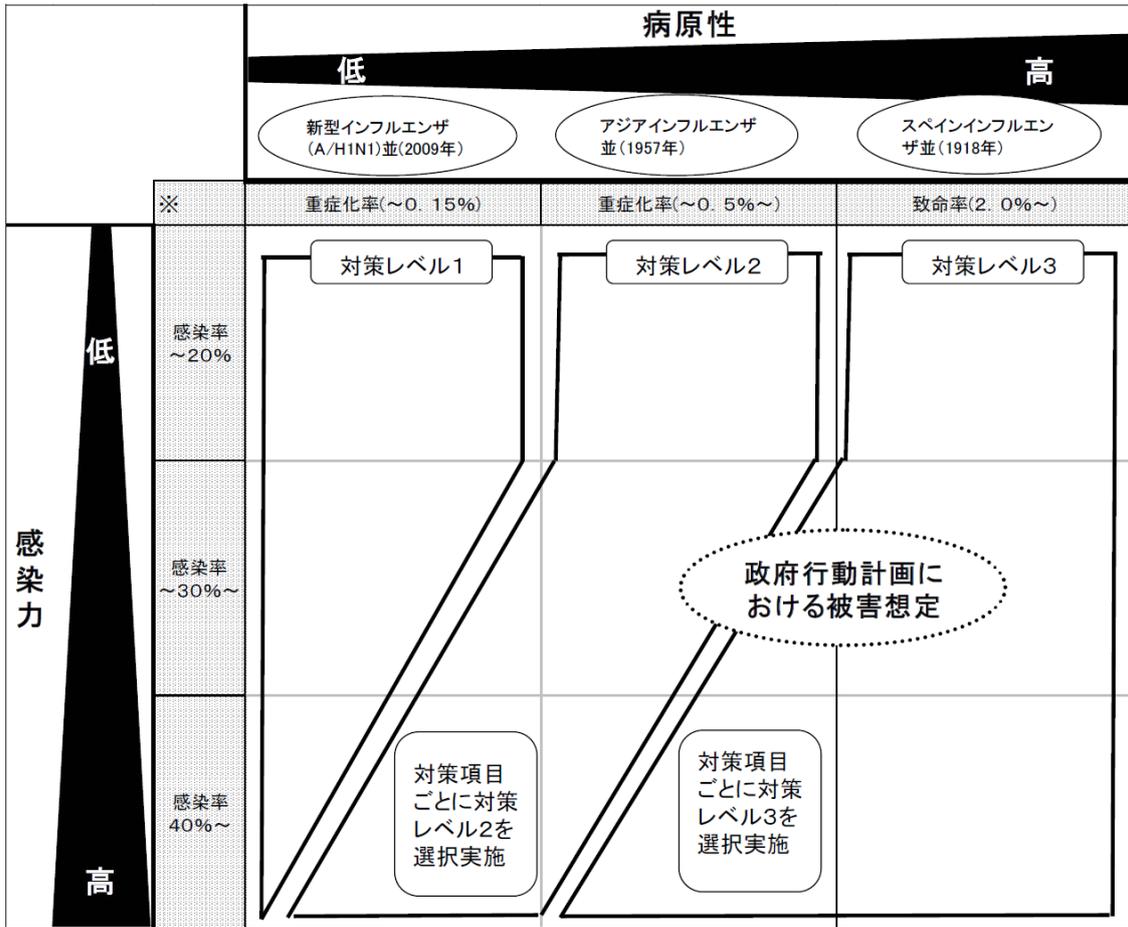
具体的な対策の実施にあたっては、特措法第18条に基づき政府の定める基本的対処方針（以下「国の基本的対処方針」という。）、県の対処方針に基づき、地域状況を考慮して、適切な対策レベルを選択することとするが、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、対策項目ごとに具体的な対策を選択していく。

発生初期などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合に備えた対策をとることを基本とするが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、国の基本的対処方針も踏まえ、より適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

また、政府が緊急事態宣言を行ったときは、特措法第4章の規定による緊急事態措置が実施されることとなる。この場合は対策レベル3の対策を実施する。

市内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、患者数や重症者の発生状況と医療体制、社会生活の状況などを把握し、これに応じて臨機応変に対処していく。

【対策レベルの目安の考え方】(出典：県行動計画)



※ 「兵庫県新型インフルエンザ対策計画 (A/H1N1 等への対応版) (平成 21 年 10 月)」では、重症化率 (致命率)、感染率の値によって対策レベルを分けていた。しかし、重症化率 (致命率)、感染率は新型インフルエンザ発生時には不明な場合が多いことから、実際の判断にあたっては、病原性 (重症者の発生状況等) 及び感染力 (発生患者数等) に応じて、有識者の意見も活用し、対策レベルを随時判断する。

イ 発生段階に応じた対応と対策の変化

新型インフルエンザ等対策は、感染の広がりに応じて採るべき対応が異なる。このため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ想定した状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

本計画では、①新型インフルエンザ等が発生する前 (未発生期)、②海外での発生 (海外発生期) あるいは国内で発生しているが県内では未発生 (県内未発生期)、③県内での発生 (県内発生・地域未発生期)、④市内又は東播磨圏域内での発生 (地域発生早期)、⑤まん延 (地域感染期)、⑥小康状態 (小康期) の 6 つの発生段階に分類している。

なお、国における発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。県対策本部は、国内各地域や県内の発生状況を勘案し、必要に応じて国と協議したうえで発生段階の決定とその移行を判断する。

発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があること、必ずしも順を追って移行するとは限らないこと、また、県内においても地域によっては発生段階に違いが生じることがあることを念頭において、県は二次保健医療圏域単位で発生段階を決定していくことが必要であるとしており、本市は県の決定を踏まえ、県や関係機関と連携しながら対策を実施する。

これまで発生したインフルエンザの経験から、潜伏期間中や不顕性感染者が感染を拡大させる大きな要因となりうることもある。したがって、新型インフルエンザ等の感染拡大を完全に防ぎ止めることは困難であり、感染を知り得た時点では、一定程度感染が拡大していることも考えられることに留意しなければならない。さらに、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容を変更する必要があることに留意する。

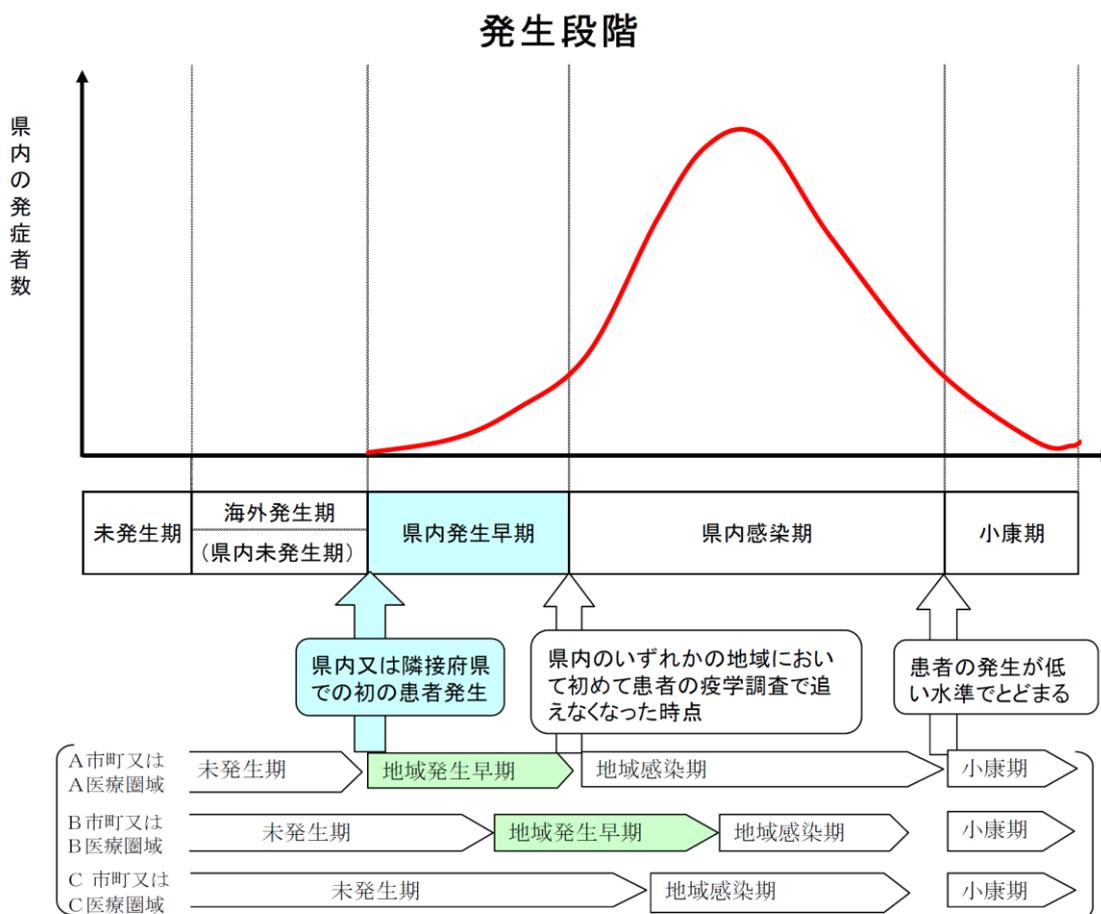
II 新型インフルエンザ等対策の考え方

【発生段階】

市内の状態	県内の状態	国の状態
【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態		
【海外発生期】 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
(県内未発生期) 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【地域未発生期】 市内及び東播磨圏域内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	【県内発生早期】 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
【地域発生早期】 市内又は東播磨圏域内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【県内感染期】 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【地域感染期】 市内又は東播磨圏域内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
【小康期】 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

※ 県計画において「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県である。

※ 東播磨圏域は、当市のほか、明石市、高砂市、稲美町、播磨町を含む。



(出典：県行動計画)

ウ 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響については多くの議論があるが、政府行動計画では次のような影響が一つの例として想定されている。

- ・ 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）に最盛期を作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話・看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、自らはり患していても出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、感染経路の要因（飛沫感染、接触感染等）、社会環境など多くの要素に左右される。病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画の作成にあたって、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、患者数等の流行規模に関する想定を行っている。

国及び県の被害想定を基に、本市においても被害想定を試算した。

【政府行動計画、県行動計画における被害想定及び市内の被害想定】

	加古川市		兵庫県		全国	
	り患者数	全人口の25%が罹患する				
	6.7万人		140万人		3,195万人	
医療機関を受診する患者数	約2.7万人～ 約5.2万人～		約56万人～ 約108万人～		約1,300万人～ 約2,500万人～	
致命率の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	1,110人	4,200人	約2.3万人	約8.8万人	約53万人	約200万人
1日最大入院患者数	210人	830人	0.4万人	1.7万人	10.1万人	39.9万人
死亡者数	350人	1,340人	約0.7万人	約2.8万人	約17万人	約64万人

※本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

5 市行動計画における主要な対策

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、次の(1)から(5)を主要5項目としている。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的に主な対策について、以下に示す。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・提供
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 医療体制の備え

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合は、国家的危機事案であり、市としても、全庁体制で対応するとともに、国、県、他市町、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

市は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、関係部局等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、発生時に即応できるよう事前の準備を整える。

新型インフルエンザ等が疑われる事象が国内で発生した場合には、「加古川市感染症対策本部」を設置して、庁内での情報共有や対策の準備を行う。

国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を行った場合は、市長を本部長とする「加古川市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を直ちに設置（特措法第 34 条第 1 項）し、県対策本部が定める対策レベルに応じて対策を実施する。

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集・提供の目的と手段

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

イ サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげることで、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限ら

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

れているので、病原性、感染力、患者の臨床像等を把握するため、国が海外情報の収集や国内発生患者の全数把握等のサーベイランス体制を強化する。市は、国及び県が行うサーベイランスに協力するとともに、国及び県の情報を的確に収集し、市内発生に備える。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握の意義が低下し、医療現場等の負担も過大となる。このため、入院患者と死亡者に限定したサーベイランスに移行することになる。市は、引き続き国及び県のサーベイランスに協力する。

サーベイランスによって得られた流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用される。また、病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てられる。

ウ 市民への情報提供

(ア) 発生前における情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、国、県及び市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(イ) 発生時における情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風

評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、民間ソーシャルメディア等の活用を行う。また、県からの要請によって相談窓口を設置した際には、必要に応じて生活相談などの多様な内容に対応する。

エ 情報提供体制

情報提供に当たっては、正確な情報を一元的に発信することが必要である。

このため、情報提供の一元化を図るとともに、流行状況に応じて、県内及び国内外の発生状況や対策の実施等について、定期的に情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止の目的は、①流行のピークをできるだけ遅らせることで、対策実施のための体制整備を図るための時間を確保すること、②流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることの2点である。

まん延防止対策は、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、具体的な対策の実施、縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合には、市

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

はその実施について協力する。

ウ 予防接種

(ア) 予防接種の目的等

予防接種の目的は、個人の発症や重症化を防ぐことで、患者数や重症者数を抑え、医療体制が十分に機能できるようにすることにある。あわせて健康被害による社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにある。

新型インフルエンザのワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新型インフルエンザ以外の新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

予防接種は、対策を実施する要員に対して行う「特定接種」と一般住民に対して実施する「住民接種」に区分されている。

(イ) 特定接種

a 特定接種の考え方

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となる登録事業者等の範囲や総数、接種順位等は、政府行動計画に示されているが、状況に応じて、政府対策本部において総合的に判断され決定することとしている。

b 市職員への接種

市は、国の基本的対処方針に基づき、接種対象職員に速やかに特定接種を実施する必要がある。このため、対策にあたる職員の職務内容を精査し、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、接種対象者、接種順位等をあらかじめ別に定める。

特定接種の対象となる市職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省に人数を報告する。市職員への接種については、原則として集団的接種により実施するので、市は、接種が円滑に行えるよう未発生前から接種医師、接種場所の確保など接種体制の構築を図る。

(ウ) 住民接種

政府対策本部は、緊急事態宣言が発せられれば、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種の対象者及び期間等を定めて、市の住民に対する予防接種を指示することができる。

住民接種の基本的な考え方は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

住民接種については、市が実施主体となり、原則として、区域内に居住する市民等を対象に集団的接種により接種を実施することとなる。このため、市は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

なお、緊急事態宣言が行われていない場合であっても、厚生労働大臣の指示により予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種（新臨時接種）が行われることがある。この場合においても、原則として特措法の定める住民接種と同様の体制で実施する。

(4) 医療体制の備え

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生すれば、広範かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

イ 医療体制の整備への協力

県は、東播磨圏域を単位とし、加古川健康福祉事務所を中心として、医師会、薬剤師会、中核的医療機関を含む医療機関、薬局、近隣市町、消防等の地域の関係者と密接に連携を図りながら医療体制の整備を推進するので、市はこれに協力する。

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

【東播磨圏域新型インフルエンザ医療体制】

区分	渡航歴のある者又は患者との濃厚接触者である発熱・呼吸器症状等患者	左記以外の発熱・呼吸器症状等患者
海外発生期	< 外来 > ○専用外来 ^{※1}	< 外来 > ○一般医療機関 ○初期救急医療機関 ^{※2} ○救急告示医療機関 ^{※3}
地域未発生期		
地域発生早期	< 外来 > ○専用外来 ^{※1} 兼臨時新型インフルエンザ対応外来（トリアージ外来） ^{※4} < 入院 > ◇感染症指定医療機関 ^{※5}	< 外来 > ○臨時新型インフルエンザ対応外来（トリアージ外来） ^{※4} ○外来協力医療機関 ^{※6} ○初期救急医療機関 ^{※2} ○救急告示医療機関 ^{※3} (注) 疑い患者は専用外来を紹介
地域感染期	< 外来 > ○専用外来 ^{※1} ○外来協力医療機関 ^{※6} ○初期救急医療機関 ^{※2} ○救急告示医療機関 ^{※3} ○臨時の医療施設 ^{※8}	< 重症者の入院 > ◇感染症指定医療機関 ^{※5} ◇入院協力医療機関 ^{※7} ◇臨時の医療施設 ^{※8}
小康期	発生前の通常の医療体制	

※1 専用外来

発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関

※2 初期救急医療機関

入院・手術等の必要がない軽症な救急患者に対応する医療機関（休日夜間急患センター等）

※3 救急告示医療機関

病院・診療所からの申し出により、施設・受入れ体制が整ったものとして認定、告示した医療機関

※4 臨時新型インフルエンザ対応外来（トリアージ外来）

専用外来に併設し、市町、関係団体の支援を受けてトリアージ（及び予防投薬）を実施

※5 感染症指定医療機関

感染症法に規定される特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関

※6 外来協力医療機関

地域感染期において新型インフルエンザ患者の外来診療を行う医療機関（通常、季節性イ

ンフルエンザを診ている一般医療機関が順次移行)。

※7 入院協力医療機関

地域感染期において新型インフルエンザ患者の入院診療を行う医療機関

※8 臨時の医療施設

地域の医療施設が不足している場合に、医師会、市町、医療関係団体の協力を得て、公共施設や仮設テント等を活用して県が設置

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。このことにより、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるように、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に事業継続計画の作成や物資の備蓄などの十分な準備を行う。また、一般の事業者においても積極的に事前の準備を行うことが重要である。

6 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。特措法には、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等、市民の権利と自由に制限を加える条項が盛り込まれている。これらの実施にあたっては、憲法が保障する基本的人権を阻害することのないよう必要最小限の範囲で行わなければならない。

なお、市民に対し、法令の根拠と新型インフルエンザ等への対策としてやむを得ない措置であることを前提として、十分説明し理解を得る必要がある。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、高い致死率、強い感染力を持った新型インフルエンザ等の発

II 新型インフルエンザ等対策の考え方

生に備えるという、最悪の事態を想定した危機管理制度を法制化したものである。

危機管理の原則として、事態が明らかになっていない時期においては最も強力な措置を採ることが必要であるが、状況が把握でき、事態の程度がそれほど深刻でないことが明らかになった場合には、それに応じた措置へと柔軟に変更させていくことが必要となる。

新型インフルエンザ等対策についても、この原則に則り、病原性や感染力の高低に応じてどのような措置を講じることが妥当なのか、十分検討する必要がある。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じて県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した場合には、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

7 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援するため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

(3) 市の役割

市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針及び県の要請等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等に係る地域医療を提供し、住民の健康被害を最小限にとどめるために不可欠の存在である。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保、患者の診療体制等について診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、患者の診療に当たるとともに必要な医療を提供する。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、あらかじめ事業計画を作成し、必要な資器材等を整備するとともに発生時には特措法、業務計画、政府や県の対策本部長等の要請に基づき必要な措置を講じる。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において市民生活及び市民経済の安定に寄与するという観点から、その従事者は特定接種の対象とされている。このため、あらかじめ事業継続計画を作成するなど事業継続についての準備を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、従業員及び顧客や取引先等への感染防止に努める役割を有する。このため、事業所や店舗において感染対策の徹底が求められる。

また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生したときは、特に不特定多数の人々が集合する場などにおける事業などの一部事業について、自粛・縮小等を含め、まん延防止対策の実施が求められる。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の考え方

(8) 市民の役割

市民については、自らの感染予防と、自らが感染源になることの抑止に努める必要がある。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得ておく。また、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、季節性インフルエンザ対策として行っている咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい等の感染対策を実践するよう努める。また、発生状況や予防接種などの対策の実施についての情報を得るよう努める。

新型インフルエンザ等対策に係る国・県・市等の主な役割	
新型インフルエンザ等対策に係る主な役割	
基本的な考え方	発生前（未発生期）
国	<p>① サーパーバイランスの収集・分析 ② 発生に備えた体制整備 ・ 対策本部等の実施体制整備 ・ 政府行動計画、ガイドライン等の作成、公表 ・ 特措法の運用 ③ 指定公共機関の指定</p> <p>④ 国際社会における国家としての事務 ⑤ 全国的に統一して定めることが望ましい諸活動 ⑥ 地方自治の基本的な準則作成 ⑦ 全国的な規模・視点で行う施策・事業</p>
県	<p>① サーパーバイランスの収集・分析 ② 発生に備えた体制整備 ・ 対策本部の実施体制整備 ・ 県行動計画の作成 ・ 医療、検査体制整備（病床、医療資機材の把握） ・ 必要な防護具の備蓄 ・ 医療資機材の国への要請</p> <p>市町村を包括する広域の地方公共団体</p> <p>① 広域的・専門的な対策 ② 国と市町・市町間の連絡調整 ③ 市町の補完</p>
市 (保健所を設置していない市)	<p>① 情報収集・提供 ② 発生に備えた体制整備 ・ 対策本部等の実施体制整備 ・ 行動計画の作成 ③ 食料品、生活必需品等の提供体制の確保 ④ 必要な防護具等の備蓄</p> <p>基礎的な地方公共団体 住民生活に直結する行政事務</p>
指定（地方） 公共機関	<p>① 業務計画の作成 ② 訓練への協力・実施</p> <p>新型インフルエンザ等に対する医療を提供</p>
医療機関	<p>① 診療継続計画の作成 ② 院内感染対策の実施</p>
登録事業者	<p>① 事業継続計画等の作成 ② 従業員への感染防止策の実施などの準備</p>
一般事業者	<p>① 事業継続計画等の作成 ② 従業員への感染防止策の実施などの準備</p>
	<p>発生後（海外発生期から小康期まで）</p> <p>① サーパーバイランスの強化 ② 相談窓口の設置 ③ 国際的調査研究・連携 ④ 検疫強化（特定検疫所・飛行場の設定、停留施設の使用要請） ⑤ ワクチン製造及び接種指針作成 ⑥ インフルエンザウイルス薬の流通調整・投与方針決定</p> <p>④ ワクチン製造・備蓄及び接種時期・順位の検討 ⑤ インフルエンザウイルス薬、医療資機材の備蓄 ⑥ 通常の検疫体制 ⑦ 訓練の実施 ⑧ 国民への普及啓発 ⑨ 調査及び研究に係る国際協力 ⑩ 登録事業者の指定</p> <p>① 情報収集・提供 ② 相談窓口の設置 ③ サーパーバイランスの強化 ④ 帰国者等の健康監視 ⑤ 新型インフルエンザ確認検査、調査 ⑥ 対策本部設置 ⑦ 入院・外来医療機関等医療体制の確保（臨時医療施設）</p> <p>③ 指定地方公共機関の指定 ④ 抗インフルエンザウイルス薬備蓄 ⑤ 登録事業者の登録協力 ⑥ 特定接種の実施体制整備 ⑦ 市町の対策支援 ⑧ 訓練の実施 ⑨ 県民への普及啓発</p> <p>⑤ 登録事業者の登録協力 ⑥ 特定接種及び住民の予防接種実施体制の整備 ⑦ 社会的弱者への支援体制整備（住民の生活支援） ⑧ 訓練の実施 ⑨ 市民への普及啓発</p> <p>① 情報収集・提供 ② 相談窓口の設置 ③ 県実施の疫学調査等への協力 ④ 対策本部設置 ⑤ 初期救急等一次的医療及び在宅患者等への支援 ⑥ 消毒活動</p> <p>① 感染防止策の実施 ② 計画に基づく社会機能維持 ③ 特定接種の実施（登録事業者である指定（地方）公共機関に限る）</p> <p>① 診療の継続 ② 特定接種の実施（登録事業者である医療機関に限る。） ③ 登録事業者への登録及び特定接種対象者の検討</p> <p>① 事業継続計画等の作成 ② 従業員への感染防止策の実施などの準備</p>
	<p>⑦ 在留邦人への対応 ⑧ 基本的対処方針の決定、公示、周知 ⑨ 対策本部設置 ⑩ 特定接種の実施 ⑪ 優先予防接種の対象及び期間を設定 ⑫ 埋火葬の特例制定 ⑬ 物資の確保（買い占め、売り惜しみの監視、調査）</p> <p>⑧ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整 ⑨ 特定接種の実施 ⑩ 社会活動制限の実施（外出自粛・使用制限協力要請） ⑪ 市町との情報共有 ⑫ 新型インフルエンザウイルス薬の流通監視 ⑬ 市町、指定地方公共機関の対策支援</p> <p>⑦ 特定接種及び住民接種の実施 ⑧ 埋火葬の円滑実施 ⑨ 県と調整し社会的活動制限の目的（地域）制限実施への協力 ⑩ 社会活動制限時の生活支援、県への意見 ⑪ 県との情報共有</p>

8 患者情報等の取扱いに係る考え方

(1) 患者の個人情報保護

感染症法は、第2条において「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重」することを基本理念としており、患者の個人情報は、これに基づいて慎重に取扱うことが必要である。

患者の発生に伴う濃厚接触者調査、社会活動制限等のまん延防止策の実施には、患者の氏名、住所等の個人情報が必要となる場合があるが、個人情報が漏洩し、あるいは他の目的に利用されることのないよう、細心の注意を払う。

患者情報を第三者に提供する必要がある場合には、本人に対して十分な説明を行い、可能な限り同意を得ることが原則であり、同意が得られるよう努める。

しかし、本人の同意を得ることが困難な場合でも、まん延防止上、情報提供の必要性が高いときは、提供を行うことができる場合がある。この場合においても、提供先を真に必要な者に限り、その取扱いについても慎重を期すよう十分な注意を払う。

(2) 県への患者情報提供

市は、災害時要援護者情報など、県が持たない住民情報を豊富に有していることから、受け取った患者情報をもとに、まん延防止上必要な情報を、県へ提供できるよう個人情報取り扱い方針を定め公表しておく。県においては、市に在宅患者の生活支援、訪問等の協力を求める時は、患者情報を市に提供するとともに、市が訪問等によって収集した情報等を迅速に収集し、対策への反映を図る。

(3) 報道機関に対する情報提供

広範な感染症対策の実施にあたっては、市民に対する情報提供が重要な対策となることから、報道機関に対してより迅速で正確な情報提供に努める。その際、患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校・事業所名や、患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止の必要性と、当該学校・事業所や医療機関、及びこれらが属する地域等が被る影響の大きさを慎重に比較衡量して可否を判断する。

なお、情報提供にあたっては、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと等の基本的事項をあわせて伝える。

Ⅲ 各発生段階における対策

1 未発生期

状態

- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認されていない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態

対策の目的

- (1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本計画を踏まえて関係機関とも連携を図り、発生時の体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- (2) 発生時の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 市行動計画等の作成

【防災部・健康医療部】

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等対策に係る行動計画を作成し、必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び連携強化

【防災部・健康医療部・関係部局】

- (ア) 市における取り組み体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた各部局における体制の整備を図る。
- (イ) 県、他市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

Ⅲ 各発生段階における対策（1 未発生期）

（2） 情報収集・提供

ア 情報収集

【防災部・産業経済部・健康医療部】

国内外の鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報を収集・確認する。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

イ サーベイランス

【教育委員会】

県が学校保健安全法等に基づくインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報並びに各学校の欠席者情報等を毎日収集し、学校現場における流行状況を把握する調査に協力する。

ウ 情報提供

【企画部・健康医療部】

（ア） 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報媒体を利用し、継続的に分かりやすく情報提供を行う。

特に新型インフルエンザ等対策は国家の危機管理として行うため、公衆衛生上の問題が生じた施設の使用制限や営業の自粛を要請することがありうることなど、活動の自由を制約するような対策を実施することがあることについて、あらかじめ理解を得るよう情報発信に努める。

（イ） 新型インフルエンザ等発生時に備え、ホームページ、広報紙等を活用し、市民に向けてインフルエンザ流行期の咳エチケットや手洗い、うがいの励行、有症状時の外出自粛と治療専念、食料や日用品、マスク等の備蓄など、自らの感染予防と自らが感染源とならないようにするための対策について普及啓発を行う。

（ウ） 市民に対して、下記のとおり発生時の医療機関受診方法を周知し、理解を得ておくよう、市ホームページや広報紙等を通じて啓発する。

a 海外発生期（県内未発生期）から県内発生早期までは、コールセンターを通じて相談センターに連絡して、専用外来が紹介されること。

b 県内感染期からは、相談センターが縮小・廃止され、外来協力医

療機関等の新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈した者が受診できる医療機関が広報されること。

エ 相談窓口の整備

【健康医療部】

国及び県からの要請により、疾患に関する相談のみならず生活相談など住民の生活に密着した内容に対応できるような相談窓口を設置する体制を確保する。

(3) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

【健康医療部・福祉部・こども部・教育委員会】

県、市、学校及び事業者は、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策について理解促進を図る。

イ 予防接種体制の構築

【総務部・健康医療部・福祉部・関係部局】

県及び医師会等関係機関と連携し、特措法で定める特定接種及び住民の予防接種についての体制を整備する。

(ア) 特定接種

- a 特定接種の対象となる登録事業者の登録について、国が定める、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき、事業者への周知を行うなど必要な協力を行う。
- b 国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。
- c 地方公務員に係る特定接種について、職員における接種対象者、接種方法をあらかじめ定めるとともに、産業医や医師会等の協力を得て接種体制等を整備する。

(イ) 住民接種

市内に居住する者等に速やかに住民接種が行えるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種実施人員の配置や接種会場の設置確保など接種体制を構築する。

Ⅲ 各発生段階における対策（1 未発生期）

ウ 社会活動制限の準備

【福祉部・こども部・教育委員会・関係部局】

新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、県が下記のような社会活動制限を実施することについて、必要に応じて関係機関に周知する。

- (ア) 幼稚園、小・中・高等学校（以下「学校等」という。）における、臨時休業の判断や臨時休業中の対応（児童、生徒等の実質的な自宅待機等の確保）
- (イ) 保育所・福祉関係事業所に対し、臨時休業の判断や代替措置等についての対応
- (ウ) 集客施設における、職場も含めた感染防止の措置の徹底
- (エ) 大規模集会やイベント等不特定多数の集まる活動を主催する事業者に対する、感染対策の徹底や発生時の開催自粛等についての要請

(4) 医療体制の備え

ア 感染防止のための个人防护具等の整備

【防災部・消防本部】

新型インフルエンザ等発生時の住民支援のために必要な个人防护具（マスク、防護服、消毒薬等）の在庫状況を把握し、備蓄に努める。

イ 研修、訓練等

【防災部・健康医療部・消防本部】

- (ア) 新型インフルエンザ等対策について医療関係者や対策に従事する関係機関職員などを対象に研修会等を開催し、十分な知識や最新情報の提供に努める。
- (イ) 県が実施する新型インフルエンザ等発生を想定した図上訓練、実動訓練等に協力をする。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 業務計画等の作成

【上下水道局】

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等発生時に水を安定的かつ適切に供給できるよう、新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携等に関する事項を定めた業務計画等を作成する。

イ 事業継続計画等の作成推進

【防災部・関係部局】

- (ア) 県及び市は、事業者に対して、職場における感染対策及び対策に必要な資材等の備蓄並びに事業を維持するための体制等について、事業継続計画を作成する等、十分な事前準備を要請する。
- (イ) 県及び市は、電気・ガス・水道の供給、電話サービス、運輸、食品流通等の市民生活の維持に欠くことのできない事業者に対して、事業継続計画を作成するとともに、その実施にあたり経験者やOBの活用も含め、業務運営体制の検討が確実に維持できるよう要請する。
- (ウ) 県及び市は、社会機能維持、企業活動自粛等社会全体で取り組む対策について、県民局単位で連携し、具体的な推進方策等を検討する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

【防災部・福祉部】

高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して要援護者を把握するとともにその具体的手続きを決めておく。

エ 火葬能力等の把握

【市民協働部】

国及び県と連携し、火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

オ 物資及び資材の備蓄等

【防災部・健康医療部・関係部局】

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

2 海外発生期（県内未発生期を含む）

状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内で発生したものの県内（隣接府県含む。以下同じ。）では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

※ 海外発生期と県内未発生期は発生段階としては別個のものであり、国内発生早期における県内未発生期の時期が想定される。しかし、海外又は国内のいずれかで新型インフルエンザ等患者が発生し、県内に感染が認められるまでの市の対応は基本的に変わらないことから、本計画では海外発生期と県内未発生期を併せて併記することとした。

対策の目的

- (1) 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- (2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- (1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる措置をとる。
- (2) 対策の判断に役立てるため、県と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- (3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- (4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策の準備を行うとともに、市民に対して情報提供を行い準備を促す。
- (5) 検疫等への協力により、県内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に市民生活及び市民経済の安定のための準備、特定接種の実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

（１）実施体制

【健康医療部・防災部・関係部局】

必要に応じて、加古川市感染症対策本部設置要綱に基づく対策本部（以下「感染症対策本部」という。）を設置する。国の基本的対処方針及び県の対処方針を踏まえ、感染症対策本部会議において各部局の対応を協議し必要な対策を講ずる。

（２）情報収集・提供

ア 情報収集

【健康医療部・防災部】

国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集・確認する。

イ サーベイランス

【教育委員会】

県が行う学校現場における流行状況を把握する調査に、引き続き協力する。

ウ 情報提供

【企画部・健康医療部】

（ア）情報提供体制の整備

新型インフルエンザ等発生時の報道機関等への情報提供を一元化する。

（イ）市民への情報提供

この発生段階から、市民に新型インフルエンザ等に対する正確な知識を持ってもらい、冷静に行動してもらうことが肝要になる。このため、海外での発生状況、現在の対策、県内（地域）発生した場合に必要な対策等について、市のホームページや防災ネット等の複数の媒体・機関を活用し、より強い情報の発信を行う。

また、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

（ウ）コールセンターの周知

県が設置するコールセンターについて市民に周知する。

Ⅲ 各発生段階における対策（2 海外発生期）

エ 相談窓口の設置

【健康医療部】

県からの要請により、生活相談など多様な相談内容にも対応できるような相談窓口を設置する。相談にあたっては国及び県が作成するインフルエンザ等に関するQ&A等を活用する。

新型インフルエンザ等の発生国での滞在歴のある発熱・呼吸器症状等患者については、県が設置する相談センターを紹介する。

(3) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

【健康医療部・福祉部・こども部・教育委員会】

県、市、学校及び事業者は、咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがいの励行などの感染防止措置を呼びかける。

また、新型インフルエンザ等を疑う症状を呈した場合は、コールセンターに相談してから医療機関に受診するように広報する。

イ 予防接種の支援

【総務部・健康医療部】

(ア) 特定接種

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行われる予防接種の実施を国が決定した場合には、県及び市は、国が実施する登録事業者の接種対象者への特定接種が円滑に行われるよう協力するとともに、対象となる職員への特定接種を行い、速やかに接種を終了させる。

- a 県及び市は、国が定める優先接種順位の徹底に協力する。
- b 県は、集団的接種による実施を視野に入れてワクチン接種可能な医療機関を確保するとともにワクチンの円滑な流通に向けて、市、医師会や薬剤師会等の関係機関と協議し、円滑なワクチン接種の実施体制を確保する。
- c 県及び市は、ワクチン接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリング及び予防接種法に基づく副反応報告について医師会等関係機関と連携して必要な協力を行う。
- d 県及び市は、対象となる職員に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。

（イ） 住民接種

- a 国が特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項（新臨時接種）に基づく接種の準備を開始した場合は、市は国と連携して、接種体制の準備を行う。
- b 事前に整備した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- c 予防接種を行うため必要があるときは、県に対し、医療従事者の確保と予防接種への協力の要請等を行う。
- d 住民接種の優先順位、接種会場、接種日程などを市民に広報するとともに、予防接種に対する相談に対応する。

ウ 社会活動制限の準備の要請

【福祉部・こども部・教育委員会・関係部局】

県は、新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、関係機関に対して対策レベルに応じた対応を事前に要請する。

特に重症化率の高い新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、次の事項について、あらかじめ対応しておくよう要請するので、市は、県からの要請に協力する。

（ア） 学校等及び保育所・福祉関係事業所（通所・短期入所事業所）に対する、次の感染防止措置の呼びかけ

- a 手指の消毒設備の設置
- b 咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがいの励行
- c 高熱のある児童・生徒、利用者、職員等の登校、通園、出勤等の自粛
- d 同居家族で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合の登校、通園、出勤等の自粛

（イ） 集客施設やイベント開催事業者に対する、次の感染防止措置の呼びかけ

- a 手指の消毒設備の設置
- b 従業員や利用客の咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがいの励行
- c 高熱のある利用者の利用自粛
- d 高熱のある従業員の自宅待機
- e 同居家族で新型インフルエンザ等の患者が発生した利用者の利用自粛及び従業員の自宅待機

Ⅲ 各発生段階における対策（２海外発生期）

f 発生時の施設の休業や、イベントの中止又は延期の検討

(ウ) 育児・看護のために休まざるを得なくなった従業員の休暇取得についての事業者への特別な配慮の要請

(エ) 市町に対して、対策レベル3の状況等においてやむなく保育を行う場合を想定して、保育所を支援するシステムの検討

県が対策レベル3の対策をとった場合は、県によって次の社会活動制限の要請が行われることがあることを事前に周知しておく。

(ア) 市民に対する不要不急の外出の自粛要請

(イ) 施設管理者に対する施設の使用制限

(ウ) 事業者等に対する集会・イベント等の中止又は延期の要請等

(4) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 関係事業者等への準備の要請

【防災部・総務部・健康医療部・福祉部・産業経済部】

県は、市町等の公共機関や、県民生活及び県民経済の安定に不可欠の事業者、不特定多数の県民を特定の場所等に受け入れる等、感染を拡大させることにつながる可能性のある事業を行う者に対し、次のとおり要請する。

(ア) 従業員の健康状態を十分把握し、異状を呈する従業員がある場合には自宅待機等の措置を行うこと

(イ) 家族の看護等のために休まざるを得ない従業員に、休暇取得等の配慮を行うこと

(ウ) 従業員や利用者を含め、咳エチケットの徹底・マスクの着用・手洗い・うがいの徹底、人と人との不用意な接触の防止等の感染防止措置をとること

また県は、関係事業者等に対し、次のとおり要請する。

(ア) 大規模集会、興行等不特定多数が集合する事業を主催する者に対して、開催の延期、自粛等ができないか検討すること

Ⅲ 各発生段階における対策（２海外発生期）

- （イ） 指定（地方）公共機関及び登録事業者に対して、業務計画及び事業継続計画に基づく事業の継続について十分に準備すること
- （ウ） 病院等の医療機関、高齢者施設等の福祉施設に対して、感染防止措置のより一層の強化と徹底、基礎疾患を有する入院・入所者等へのケアの徹底、集団感染が発生したときの医療の確保について検討すること
- （エ） 市に対して、事業者の業務継続の必要性から出勤せざるを得ない従業員等の保育ニーズに対応するため、保育施設が休業となった際でも、必要最小限の乳幼児を受け入れる体制を構築すること

市は、県からの上記要請事項が実施されるよう協力する。

イ 要援護者対策

【福祉部】

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者に連絡する。

ウ 遺体の火葬・安置

【市民協働部・関係部局】

国からの要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 県内発生・地域未発生期

状態

- ・ 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、東播磨圏域においては未発生である状態
- ・ 県内の他地域においては、発生早期又は感染期に移行している場合がある。

※ 県内未発生期の場合でも、首都圏等の大都市圏での発生があり、早晩、感染が全国に拡大していくことが想定される時は、日本全域が緊急事態宣言^(注)の区域となることもある。この場合には、県内発生早期として、国の基本的対処方針などに従い、緊急事態の措置を実施する。

対策の目的

- (1) 県内での発生状況等について情報収集を行いながら、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- (2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- (1) 市内発生した場合には早期に発見できるよう、引き続き県のサーベイランス・情報収集に協力する。
- (2) 市内発生を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるための対策を行う。

ア 県内で患者が発生した場合、国の基本的対処方針や、県が決定する対策項目ごとの対策レベルに基づき、適切な対策を選択・決定し、実施する。

なお、国が緊急事態宣言を行った場合などに、県が対策レベル3の対策を実施すると決定した地域に含まれた場合は、県と連携して同レベルの対策を実施する。

イ 対策レベル3の対策には、個人や企業の活動に制限を求めるものが含まれるため、新型インフルエンザ等のまん延が健康被害だけでなく社会生活や経済活動にも重大な影響を及ぼすことについて市民に十分な理解が得られるよう啓発を行う。

- (3) 県内発生早期における新型インフルエンザ等の診療体制は、通常の医療体制とは別に専用の体制が設けられるため、感染対策とともに十分

に市民に情報提供を行う。

- (4) 不安によって発熱や呼吸器症状を新型インフルエンザ等と疑って受診する者が多数発生する可能性があるため、こうした者を適切な医療窓口に誘導する。
- (5) 地域発生に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備を急ぐ。
- (6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。

(注) 緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法第 32 条に基づき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。宣言後は、県は住民の外出自粛要請、学校・保育所等の施設の使用制限（特措法第 45 条）のほか、臨時の医療施設の開設（特措法第 48 条）、物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）などの対策を行うことができる。

(1) 実施体制

【防災部・健康医療部・関係部局】

市の対策の変更

感染症対策本部又は市対策本部は、国の基本的対処方針や県の対処方針の変更内容及び近隣市町での発生状況を踏まえ、必要に応じて対策を見直す。

★＜国が緊急事態宣言を行った場合の措置＞★

- ・市対策本部の設置

国が緊急事態宣言を行った場合、直ちに市対策本部を設置する。

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集

【防災部・健康医療部】

国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集・確認する。

Ⅲ 各発生段階における対策（3県内発生・地域未発生期）

イ サーベイランス

【教育委員会】

県が行う学校現場における流行状況を把握する調査に、引き続き協力する。

ウ 情報提供

【企画部・健康医療部】

（ア） 市民への情報提供

市民への情報提供にあたっては、感染者や患者等に対する誹謗・中傷等を防止するため、感染リスクや必要かつ適切な感染防止の措置を具体的に周知し、市民が過剰な行動に至らないよう最大限努める。

a インターネット等を活用した情報提供

患者の発生状況、記者発表内容、記者会見概要等の情報を市ホームページや防災ネット、ツイッター等の民間ソーシャルメディアを活用することにより、迅速かつ適切な情報発信に努める。

b 危機管理対応への理解促進

県と協力して、初期の段階において、新型インフルエンザ等の病原性や感染力に関する情報が明確でない場合には、危機管理の視点から不要不急の外出自粛要請等の社会活動制限が、県から要請される場合があることについて、市民、事業者等の理解を得るよう情報提供に努める。

c 感染症の正しい理解等

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

（イ） 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等の活用によるリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

エ 相談窓口の充実

【健康医療部】

県が、状況の変化に応じ作成・改定を行って配布するQ&Aを活用し、

相談窓口体制の充実・強化を行う。

（3） 予防・まん延防止

・ 共通事項

市行動計画では、病原性や感染力の程度に応じて3つの対策レベルで構成しているが、次の対策は対策レベルの如何に関わらず実施する。

個人における対策の啓発

【健康医療部・教育委員会】

市民に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策等をより強力に勧奨する。

・ 対策レベルごとの事項

県は、対策レベルに応じて様々な要請や対策を行う。

市は、それらに協力するとともに、市における対策を実施する。

◎対策レベル 1

ア 地域対策・職場対策の周知

【健康医療部・教育委員会・関係部局】

(ア) 県は、事業者に対し、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するなど職場における感染対策の徹底を要請する。

(イ) 県は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の具体的な取り組み例を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

(ウ) 県は、公共交通機関等に対し、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

(エ) 県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

Ⅲ 各発生段階における対策（3 県内発生・地域未発生期）

イ 予防接種

【総務部・健康医療部・関係部局】

（ア） 特定接種

海外発生期（県内未発生期）と同様、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。

（イ） 住民接種

国の方針に従って、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を開始する。

- a パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位に沿って接種を開始する。
- b 県と連携して、国からの求めに応じ、住民への接種に関する情報提供を開始する。
- c 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・公民館・学校など公的な施設の活用や医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- d 接種医等と連携し、予防接種後の副反応等の情報を迅速に集約するとともに、国が接種後に行うモニタリングに協力する。

ウ 社会活動制限等

【福祉部・こども部・教育委員会・関係部局】

県は、海外発生期（県内未発生期）における対策に加え、新たに以下の対策を実施する。

なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに対策レベル 3 の対策に切り替える。

（ア） 学校等の臨時休業

a 施設ごとの臨時休業の判断

学校等で患者が多く発生した場合には、その設置者等は、県、市、教育委員会等と協議して定めた基準を踏まえ、学校医、加古川健康福祉事務所等と相談のうえ、学校安全衛生法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を判断する。

b 臨時休業の実効性確保

臨時休業を行った全ての学校等は、児童・生徒等に対して臨時休業の趣旨を周知し、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の

Ⅲ 各発生段階における対策（3 県内発生・地域未発生期）

授業等の履修上の扱いや家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方について混乱の生じないよう十分な確認と指導を行う。

c 部活動、対外交流の自粛

学校等は、部活動や対外試合、全学交流事業により感染拡大しないよう、十分な配慮を行う。これらの中止・延期についても、状況を踏まえて適切に判断する。

d 家庭への啓発

学校等は、児童・生徒等の保護者等に対し、正確な情報を適時に提供し、感染予防と感染拡大の防止を啓発する。

(イ) 保育所・福祉関係事業所の休業等

a 県は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。

b 保育所・福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）は、施設内で患者が多く発生した場合には、季節性インフルエンザの対応に準じ、必要に応じ、その設置者が市と相談のうえ、当該施設の臨時休業等を判断する。

(ウ) 集客施設における感染防止の措置の徹底等の要請

a 県は、業界団体等を経由し、または直接事業者等に対して次の要請を行う。

① 咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置

② 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨

b 県は、季節性インフルエンザの対応に準じ、集客施設の休業は要請しない。

(エ) 集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請

a 県は、業界団体等を経由し、または直接事業者等に対して、咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置等を要請する。

b 県は、季節性インフルエンザの対応に準じ、集会・イベント等の中止又は延期は要請しない。

◎対策レベル 2

ア 地域対策・職場対策の周知

Ⅲ 各発生段階における対策（3県内発生・地域未発生期）

【健康医療部・福祉部・教育委員会・関係部局】

- (ア) 県は、事業者に対し、従業員の出勤前の体温測定等により発熱がある者には欠勤を促し、適切な受診行動を勧めるなど、より積極的な感染対策の徹底を要請する。
- (イ) 県は、地域における患者の発生状況等を踏まえ、臨時休業の判断基準を見直し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- (ウ) 県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等については、不要不急の外来者面談を差し控えるなど、より積極的な感染対策を要請する。

イ 予防接種

【総務部・健康医療部・関係部局】

「◎対策レベル 1」と同様

ウ 社会活動制限等

【福祉部・こども部・教育委員会・関係部局】

県は、海外発生期（県内未発生期）における対策に加え、新たに以下の対策を実施する。

なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに対策レベル3の対策に切り替える。

- (ア) 学校等の臨時休業

「◎対策レベル 1」と同様

- (イ) 保育所・福祉関係事業所の休業等

「◎対策レベル 1」と同様

- (ウ) 集客施設における感染防止の措置の徹底等の要請

県は、業界団体等を経由し、または直接事業者等に対して対策レベル1と同様の対策に加え、従業員の出勤時の検温、体調不良時の自宅待機（有給休暇扱い）及び適切な受診行動指示等、従業員の感染を減らすとともに感染者の重症化を防ぐための措置を検討するよう要請する。

Ⅲ 各発生段階における対策（3 県内発生・地域未発生期）

（エ） 集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請

県は、業界団体等を経由し、または直接事業者等に対して対策レベル 1 と同様の対策に加え、従業員の出勤時の検温、体調不良時の自宅待機（有給休暇扱い）及び適切な受診行動指示等、従業員の感染を減らすとともに感染者の重症化を防ぐための措置を検討するよう要請する。あわせて、来客に対しても、咳エチケットの徹底などをより強く呼びかけることを要請する。

◎対策レベル 3

ア 地域対策・職場対策の周知

県は、対策レベル 2 に加えて、次の対策を行う。

【健康医療部・福祉部・関係部局】

（ア） 県は、事業者に対し、事業活動が自主的に自粛できる部門について検討し、従業員の欠勤状況などを踏まえて自粛を行うことを要請する。

（イ） 県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等については、施設利用者の発病を早期に発見し、速やかに適切な医療を受けられるよう要請する。

イ 予防接種

【総務部・健康医療部・関係部局】

（ア） 特定接種

「◎対策レベル 1 」と同様

（イ） 住民接種

「◎対策レベル 1 」と同様

★＜国が緊急事態宣言を行った場合の措置＞★

緊急事態宣言に基づき変更された国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

また、必要に応じ県へ支援を要請する。

ウ 社会活動制限等

県は、海外発生期（県内未発生期）における対策に加え、新たな対策を実施する。原則として患者が確認された市区町単位で実施区域を決定する

Ⅲ 各発生段階における対策（3 県内発生・地域未発生期）

こととしているため、対策の内容については「4 地域発生早期」において記載する。

（4） 市民生活及び市民経済の安定の確保

◎対策レベル 1 及び 対策レベル 2

ア 事業者への要請

【産業経済部】

国や県と連携して、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

イ 物資の流通確保

【産業経済部】

（ア） 市民・事業者への呼びかけ

県と協力し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

（イ） マスク等の流通確保

県は、マスク等生活関連物資の不足や価格の上昇、又はそのおそれがある場合には需給状況や価格上昇の原因を速やかに調査のうえ、流通の円滑化及び価格の安定を図るので、市はこれに協力する。

◎対策レベル 3

対策レベル1 及び対策レベル2 の対策に加えて、次の対策を行う。

ア 物資の流通確保

【産業経済部】

事業活動、流通の機能低下等に伴う食料、生活必需品の不足が予想されることから、食料、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め・売惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

イ 遺体の火葬・安置

【市民協働部・関係部局】

「2 海外発生期（県内未発生期含む）」と同様（P. 33）

★＜国が緊急事態宣言を行った場合＞★

国が緊急事態宣言を行った場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。県が行う対策については、市はこれに協力する。

ア 事業者のサービス水準の低下にかかる市民への呼びかけ

県及び市は、住民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。

イ 緊急物資の輸送要請

(ア) 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

(イ) 県は、緊急の必要がある場合には、新型インフルエンザ等発生時の医薬品等の流通に係る協定に基づき、県医薬品卸業協会等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

(ウ) 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

エ 犯罪の予防・取締り

県警察及び県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、県民に対する広報啓発活動を推進するとともに、県警察は、悪質な事犯に対する取締りを行う。

オ 指定(地方)公共機関との連携

指定(地方)公共機関は、国が緊急事態宣言を行った場合には、以下に示すとおり、特措法に基づき自ら定めた業務計画を実施する責務を負っている。

Ⅲ 各発生段階における対策（3県内発生・地域未発生期）

県は、国の緊急事態宣言の内容や政府行動計画に基づき実施される事業継続のための法令の弾力運用等について情報共有するとともに、県対策本部への参画を求めるなど、指定(地方)公共機関と連携を図る。

(ア) 電気・ガス事業者

業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給に支障を来すことなく、安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(イ) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町等

業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置を万全に行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送事業者

業務計画で定めるところにより、体制の確認や職場における感染対策を徹底し、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

(エ) 電気通信事業者

業務計画で定めるところにより、職場における感染対策の実施や災害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

(オ) 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者

業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保や感染対策の実施等、必要な措置を講ずる。

カ 登録事業者への要請

登録事業者は、国が緊急事態宣言を行った場合には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施が求められる。

県は、登録事業者に対し、必要に応じ、国の緊急事態宣言の内容等について情報提供を行う。

4 地域発生早期

状態

- ・市内又は東播磨圏域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内及び東播磨圏域において全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
- ・県内の他地域においては、感染期に移行している場合がある。

対策の目的

- (1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- (2) 患者に適切で迅速な医療を提供する。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるための対策を行う。
- (2) 地域感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備を急ぐ。
- (3) 住民接種を開始する体制が整い次第速やかに実施する。

県内感染期に移行した場合は、県は地域の発生段階によらず、対策を切替えることがある。市は県の対処方針に応じて対策を行う。

(1) 実施体制

【防災部・健康医療部・関係部局】

市の対策の変更

感染症対策本部又は市対策本部は、国の基本的対処方針や県の対処方針の変更内容及び本市や近隣市町での発生状況を踏まえ、必要に応じて対策を見直す。

★<国が緊急事態宣言を行った場合の措置>★

- ・市対策本部の設置
国が緊急事態宣言を行った場合、直ちに市対策本部を設置する。

Ⅲ 各発生段階における対策（4 地域発生早期）

（2） 情報収集・提供

ア 情報収集

【防災部・健康医療部】

国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集・確認する。

イ サーベイランス

【教育委員会】

県が行う学校現場における流行状況を把握する調査に、引き続き協力する。

ウ 情報提供

【企画部・健康医療部】

（ア） 市民への情報提供

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P.36）

（イ） 県知事による県内感染期への移行宣言が発出された時は、県対策本部より、下記の例のような感染拡大防止、医療体制の確保、社会活動維持に向けた必要な情報が提供されるので、市民に周知する。

- a 外出や集会の自粛要請
- b 外来・入院医療体制の変更等（重症患者以外は自宅療養となること等）
- c 入院・在宅医療、生活支援等に関する情報

（ウ） 情報共有

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P.36）

エ 相談窓口の充実

【健康医療部】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P.36）

（3） 予防・まん延防止

・ 共通事項

個人における対策の啓発

【健康医療部・教育委員会】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P.37）

※ 患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安

患者及び濃厚接触者の外出自粛期間については、発生当初は国が過去の新型インフルエンザに関する知見を踏まえて基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示すとともに、その後に得られた知見等を基にして、必要に応じて変更するとされていることから、現時点で想定しうる目安を以下に示す。

（１）患者の自宅待機期間の目安

ア 患者の自宅待機期間の目安は、「適切な服薬等の治療のもと、発症した日の翌日から７日を経過するまで、または解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とする。

イ 自宅待機期間は、対策の効果と社会経済への影響のバランスを考慮し、多くの患者の感染力が消失するまでの期間を目安とする。ただし、病原性が高いと想定される場合にはより慎重に設定する。

ウ 医学的ハイリスク者に接する可能性がある者の自宅待機期間については、さらに慎重に設定する。

（２）濃厚接触者の自宅待機期間の目安

ア 自宅待機期間の目安は、「患者が発症した日の翌日から７日を経過するまで」とする。待機期間内に新型インフルエンザ等が疑われる症状等が出現した場合の受診の方法等を周知しておく。

イ 患者数が増大するにつれて、濃厚接触者の自宅待機を厳格に求めることは、市民生活・経済の安定の確保に悪影響を及ぼす度合いが高まることから、状況に応じ、自宅待機の期間を緩和する。

・ 対策レベルごとの事項

県は、対策レベルに応じて様々な要請や対策を行う。

市は、それらに協力するとともに、市における対策を実施する。

Ⅲ 各発生段階における対策（4 地域発生早期）

◎対策レベル 1

ア 地域対策・職場対策の周知

【健康医療部・教育委員会・関係部局】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 37）

イ 予防接種

【総務部・健康医療部・関係部局】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 38）

ウ 社会活動制限等

【福祉部・こども部・教育委員会・関係部局】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 38）

◎対策レベル 2

ア 地域対策・職場対策の周知

【健康医療部・福祉部・教育委員会・関係部局】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 39）

イ 予防接種

【総務部・健康医療部・関係部局】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 38）

ウ 社会活動制限等

【福祉部・こども部・教育委員会・関係部局】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 40）

◎対策レベル 3

ア 地域対策・職場対策の周知

【健康医療部・福祉部・関係部局】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 41）

イ 予防接種

【総務部・健康医療部・関係部局】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 41）

ウ 社会活動制限等

【福祉部・こども部・教育委員会・関係部局】

県は、県内発生早期において、海外発生期（県内未発生期）における対策に加え、新たに以下の対策（「国が緊急事態宣言を行っていない又は行わない場合」、「国が緊急事態宣言を行った場合」に分けて記載）を実施する。

＜国が緊急事態宣言を行っていない又は行わない場合＞

国内での患者発生と国の緊急事態宣言との間には、症例の蓄積がないこと等事態の把握が十分にできないことが原因で、時間的なズレが生じる可能性が否定できない。その患者発生が県内又は隣接府県であれば、事態不明の場合は最高レベルの対応で臨むという危機管理の原則に基づき、県は対策レベル3の対策を実施する場合がある。

また、致命率や感染力が高いにもかかわらず、国が緊急事態宣言を行わないということも、絶対にありえないとはいえない。

この場合にも、県は同様の取扱いを行う。

なお、国が緊急事態宣言を行わない場合には、特措法第4章に規定する緊急事態措置は実施できない。したがって、県による事業者等への要請は、特措法第24条第9項に基づく任意のものとして行われる。

ア 県民の不要不急の外出自粛

- ・ 県民に対する不要不急の外出自粛の要請

県は、原則として患者が確認された市区町の区域内に居住する県民に対し、外出・集会の自粛等により感染防止を図るよう要請する。

イ 学校等の臨時休業

(ア) 臨時休業の要請

県は、原則として患者が確認された市区町単位で臨時休業を要請する。臨時休業を要請する区域は、患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、これが広い場合には複数市区町を、逆に患者の移動が極めて限られる場合には中学校区などのより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

また、県教育委員会は、指定区域内の県立学校の臨時休業を行う。

(想定される対応例)

- a 県内で患者が確認された場合には、患者が確認された市区町の区域に臨時休業を要請する。
- b 児童・生徒等の居住地が広域にわたる学校等で患者が発生した

Ⅲ 各発生段階における対策（4 地域発生早期）

場合は、学校の所在地及び患者である児童・生徒等の居住地を含む市区町の区域に臨時休業を要請する。

- c 患者の生活の拠点が複数の市区町にまたがり、あるいは感染可能な期間に濃厚接触を伴う立ち寄り先がある場合は、当該市区町にも臨時休業を要請する。
- d 必要に応じ、通勤・通学経路にあたる市区町についても臨時休業の要請を検討する。
- e 患者が幼稚園、小学校等の児童・生徒等で、その行動範囲が小さく限定され、外部との交流がないと判断できる場合は、臨時休業を要請する地域の範囲を中学校区単位などに縮小することも検討する。
- f 近隣府県で患者が確認された場合には、県内で患者が確認されていない場合でも臨時休業を要請する場合がある。

（イ） 児童・生徒等の出席停止等の措置の実施

県は、児童・生徒等の通学が広範囲に及ぶ私立学校等において、学校等が所在する市区町における患者の発生がない場合でも、児童・生徒等が在住する市区町において患者が確認された場合には、設置者等の判断により児童・生徒等の出席停止又は臨時休業を行うことを要請する。

（ウ） 臨時休業に備えた体制整備

学校等は、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応経験を踏まえ、対応マニュアルの整備、ホームページやメールなども活用した児童・生徒等や保護者への連絡手段の確保など、臨時休業に備えた体制の整備を進める。県や市は、患者発生時の迅速な情報提供と学校における留意事項の提示など、患者発生時の学校等に対する支援を行う。

（エ） 臨時休業の実効性の確保

県は、臨時休業による感染拡大の防止という目的を実効あるものにするため、児童・生徒等の指導について、次の事項を学校等に要請する。

- a 臨時休業の目的、意義等について啓発すること
- b 臨時休業中、児童・生徒同士の接触や人ごみへの外出（ゲームセンター、カラオケ店、繁華街へ児童・生徒同士で出歩くこと）

を控えるよう指導すること

- c 加古川健康福祉事務所と連携し、児童・生徒等の健康状態の把握を行うこと
- d 児童・生徒等本人又は家族等の同居者に発熱、呼吸器症状等の体調不良がある場合は直ちに学校に連絡するとともに、加古川健康福祉事務所に相談するよう指導すること

ウ 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

(ア) 臨時休業の要請

県は、原則として患者が確認された市区町単位で臨時休業を要請する。臨時休業を要請する区域は、患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、これが広い場合には複数市区町を、逆に患者の移動が極めて限られる場合には中学校区などのより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

また、指定区域内の県立施設については自ら休業する。

(イ) 代替措置の用意

- a 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育を支援するとともに、医療従事者、ライフライン関係者等新型インフルエンザ等対策のために休暇取得が困難な人のために、感染防止対策を厳重に徹底した上で自所で小規模の保育を行うなど、代替措置を用意する。
- b 福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）においては、主たる代替措置となる訪問系サービスの提供がスムーズに行えるよう、体制を整備する。あわせて、事業者間で利用者の需要を相互に補完できるよう連携を図るとともに、ケアマネジャーの活動を強化する。また、やむを得ない理由により利用者の受入れが必要な場合には、感染防止対策を厳重に徹底した上で、例外的に通所・短期入所サービスを提供する。

エ 集客施設の臨時休業

(ア) 社会経済活動の維持に必要な施設

次に挙げる施設は、社会経済活動の維持に必要な施設である。事業を継続するため、県は来客及び従業員に係る感染対策の徹底について要請を行う。これらの施設であっても、営業を継続することにより施設利用者に感染の拡大を継続させるおそれが非常に

Ⅲ 各発生段階における対策（４地域発生早期）

高い状況と判断されるなど、公衆衛生上の問題が生じていると判断される施設については、必要に応じて営業自粛（臨時休業）の要請を行う。

- a 病院
- b 食料品店
- c 銀行
- d 工場
- e 事務所
- f その他社会経済活動の維持に必要な施設

（イ） その他の集客施設

県は、原則として患者が確認された市区町単位で、次に掲げる施設に対し、感染防止措置の徹底について要請を行う。この要請だけでは当該施設の利用に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて営業自粛（臨時休業）の要請を行う。このうち、大学、専修学校等に対しては、臨時休業中の学生に対し、アルバイト、不要不急の外出及び帰省等を控えるよう注意喚起の徹底を要請する。また、指定区域内の県立施設については、自ら休業する。

- a 劇場
- b 運動・遊戯施設
- c 集会・展示施設
- d 大学・専修学校等
- e 百貨店（食料品売場を除く）
- f 娯楽施設等
- g その他特措法施行令第11条第1項第3号から第13号までに掲げる施設

特措法施行令第11条第1項第3号から第13号までに掲げる施設

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。）、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- ②劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ③集会場又は公会堂
- ④展示場
- ⑤百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、

医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

- ⑥ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ⑦体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ⑧博物館、美術館又は図書館
- ⑨キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- ⑩理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ⑪自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

オ 集会・イベント等の自粛

県は、原則として患者が確認された市区町において、集会・イベント等を開催する者に対し、当該集会・イベント等における感染防止措置の徹底を要請する。この要請だけでは当該集会・イベント等の開催に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて集会・イベント等の中止又は延期の要請を行う。また、指定区域内において、県が開催する集会・イベント等については、自ら中止又は延期する。

★＜国が緊急事態宣言を行った場合＞★

国が、緊急事態宣言を行った場合、県は、特措法第45条に規定する感染防止のための協力要請等として、以下の対策を実施する。

ア 社会活動制限の要請等を行う期間及び区域の決定

特措法第45条第1項では、都道府県知事が住民に対して期間及び区域を定めて外出自粛等の要請をできるとされている。また、同条第2項では、特定の事業を行うための施設の管理者等に対して期間を定めて施設の使用制限等を要請できるとされている。県は、これらの期間及び区域については、「イ」で記述する要請等の実施事項に共通のものとして、次の考え方に基づき決定する。

(ア) 期間：新型インフルエンザの場合は1～2週間程度とする。ただし、1週間単位で延長することがある。

(考え方)

- a 季節性インフルエンザの潜伏期間は2～5日間、発症から治癒ま

Ⅲ 各発生段階における対策（4 地域発生早期）

での期間はおおむね7日程度である。

- b 新感染症は別途検討を要する。
- c 現時点で、将来発生する新型インフルエンザ等の「潜伏期間や治癒までの期間」を予測することは困難であり、発生した際状況により、実施期間を設定する。

(イ) 区域：市区町単位又は二次保健医療圏域（県民局）単位とする。

(考え方)

- a 原則として患者が確認された市区町を実施区域とする。患者の移動範囲、立寄先等が広い場合には、複数市区町や二次保健医療圏域（県民局）単位で指定する。逆に、患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区等のより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。
- b 高等学校や私立学校等、児童・生徒等の居住地が広域にわたる学校等で患者が発生した場合は、学校等の所在地及び患者である児童・生徒等の居住地を含む市区町を実施区域とする。
- c 患者の生活の拠点が複数の市区町にまたがり、あるいは感染可能な期間に濃厚接触を伴う立ち入り先がある場合は、当該市町も実施区域とするよう検討する。
- d 必要に応じ、通勤・通学経路にあたる市区町についても実施区域とするよう検討する。
- e 患者が、幼稚園、小学校等の児童・生徒等で、その行動範囲が小さく限定され、外部との交流がないと判断できる場合は、実施区域を中学校区単位などに縮小することも検討する。
- f 近隣府県で患者が確認された場合には、県内で患者が確認されていない場合でも実施区域を指定する場合がある。

イ 社会活動制限の要請等の実施事項

(ア) 県民の行動自粛

県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対し生活に必要な場合を除きみだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛）を要請する。

(イ) 学校等の臨時休業

a 臨時休業の要請

県は、学校等の設置者に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限（臨時休業）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生

活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づく指示を行う。

なお、特措法第45条に基づき、要請又は指示を行った際には、その施設名を公表する。また、県教育委員会は、県立学校の臨時休業を行う。

b 臨時休業に備えた体制整備

学校等は、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応経験を踏まえ、対応マニュアルの整備、ホームページやメールなども活用した児童・生徒等や保護者への連絡手段の確保など、臨時休業に備えた体制の整備を進める。県や市は、患者発生時の迅速な情報提供と学校における留意事項の提示など、患者発生時の学校等に対する支援を行う。

c 臨時休業の実効性の確保

県は、臨時休業による感染拡大の防止という目的を実効あるものにするため、児童・生徒等の指導について、次の事項を学校等に要請する。

- ① 臨時休業の目的、意義等について啓発すること
- ② 臨時休業中、児童・生徒同士の接触や人ごみへの外出（ゲームセンター、カラオケ店、繁華街へ児童・生徒同士で出歩くこと）を控えるよう指導すること
- ③ 加古川健康福祉事務所と連携し、児童・生徒等の健康状態の把握を行うこと
- ④ 児童・生徒等本人又は家族等の同居者に発熱、呼吸器症状等の体調不良がある場合は直ちに学校に連絡するとともに、加古川健康福祉事務所に相談するよう指導すること

(ウ) 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

a 臨時休業の要請

県は、保育所・福祉関係事業所（通所・短期入所事業所に限る）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限（臨時休業）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。また、県立施設については、自ら休業する。

Ⅲ 各発生段階における対策（４地域発生早期）

b 代替措置の用意（市区町単位等区域を指定して休業を行う場合）

① 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育を支援するとともに、医療従事者、ライフライン関係者等休暇取得が困難な人のために、感染防止対策を厳重に徹底した上で自所で小規模の保育を行うなど、保育を確保する。

② 福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）においては、主たる代替サービスである訪問系サービスの提供がスムーズに行えるよう、体制を整備するとともに、事業者間連携やケアマネジャーの活動を強化する。

また、やむを得ない理由により支援が必要な場合には、感染防止対策を厳重に徹底した上で、例外的に通所・短期入所サービスを提供する。

(エ) 集客施設の臨時休業

a 社会経済活動の維持に必要な施設

県は、次に挙げる社会経済活動の維持に必要な施設に対し、事業を継続するため、特措法第24条第9項に基づき、来客及び従業員に係る感染対策の徹底の要請を行う。

営業を継続することにより施設利用者に感染の拡大を継続させるおそれが非常に高いと判断されるなど、公衆衛生上の問題が生じていると判断される施設については、必要に応じて特措法第24条第9項に基づき営業の自粛（臨時休業）要請を行う。

- ① 病院
- ② 食料品店
- ③ 銀行
- ④ 工場
- ⑤ 事務所
- ⑥ その他社会経済活動の維持に必要な施設

b その他の集客施設

県は、次に掲げる施設に対し、特措法第24条第9項に基づき感染防止措置の徹底について要請を行う。この要請だけでは当該施設の利用に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて営業自粛（臨時休業）の要請を行う。このうち、大学、専修学校等に対しては、臨時休業中の学生に対し、アルバイト、不要不急の外出及び帰省等を控えるよう注意喚起の徹底を要請する。

これらの要請に応じず、施設の従業員又は利用者から、さらに感

染が拡大するおそれがある場合など、公衆衛生上著しい問題が生じていると判断される施設で、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの又は厚生労働大臣が特に定めた1000㎡以下の施設については、必要に応じて特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限（臨時休業）又は感染防止措置の徹底の要請を行う。この要請を行うにあたっては、可能な限り、これに先立ち、同法第24条第9項に基づく要請を行い、施設管理者等の自主的な改善を促すものとする。

特措法第45条第2項の要請に応じない場合には、特措法第45条第3項に基づき、指示を行うことができるとされているが、この措置は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り行うものとする。

床面積が1000㎡以下の施設において、公衆衛生上の問題が生じ、特措法第45条第2項及び第3項の要請・指示を行う必要があると判断される場合には、県はこれらの条項の対象施設として指定するよう厚生労働大臣に求める。

なお、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。また、県立施設については、自ら休業する。

- ① 劇場
- ② 運動・遊戯施設
- ③ 集会・展示施設
- ④ 大学・専修学校等
- ⑤ 百貨店（食料品売場を除く）
- ⑥ 娯楽施設等
- ⑦ その他特措法施行令第11条第1項第3号から第13号までに掲げる施設（P. 52）

（オ） 集会・イベント等の自粛

県は、「ア」により定めた区域内において集会・イベント等を開催する者に対し、特措法第24条第9項に基づき、当該集会・イベント等における感染防止措置の徹底を要請する。この要請だけでは当該集会・イベント等の開催に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて集会・イベント等の開催の中止又は延期の要請を行う。

集会・イベント等を、建築物の床面積の合計が1000㎡を超える施設や、厚生労働大臣が特に定めた1000㎡以下の施設において開催しよう

Ⅲ 各発生段階における対策（4 地域発生早期）

とする者で、上記の要請に応じず、集会・イベント等の開催によってさらに感染が拡大するおそれがある場合など、公衆衛生上の著しい問題が生じると判断される場合は、必要に応じて特措法第45条第2項に基づき、開催の中止若しくは延期（開催の制限）又は感染防止措置の徹底を要請する。

この要請を行うにあたっては、可能な限り、これに先立ち、特措法第24条第9項に基づく要請を行い、開催者の自主的な改善を促すものとする。

特措法第45条第2項の要請に応じない場合には、県は特措法第45条第3項に基づき、指示を行うことができるとされているが、この措置は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り行うものとする。

床面積が1000㎡以下の施設において、公衆衛生上の問題が生じるおそれのある集会・イベント等を行おうとしている場合で、特措法第45条第2項及び第3項の要請・指示を行う必要があると判断される場合には、県はこれらの条項の対象施設として指定するよう厚生労働大臣に求める。

なお、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その集会・イベント等の開催者名や会場となる施設名を公表する。また、県が主催する集会・イベント等については、自ら中止又は延期する。

（4） 市民生活及び市民経済の安定の確保

・ 共通事項

要援護者対策

【福祉部】

新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する際に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援を行う。

・ 対策レベルごとの事項

◎対策レベル 1 及び 対策レベル 2

ア 事業者への要請

【産業経済部】

「3 県内発生・地域未発生期」と同様（P.42）

イ 物資の流通確保

【産業経済部】

「３ 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 42）

◎対策レベル 3

対策レベル1及び対策レベル2の対策に加えて、次の対策を行う。

ア 物資の流通確保

【産業経済部】

「３ 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 42）

イ 遺体の火葬・安置

【市民協働部・関係部局】

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。火葬場の火葬能力については、県及び近隣市町と連携し、最新の情報を共有する。

★＜国が緊急事態宣言を行った場合＞★

「３ 県内発生・地域未発生期」と同様（P. 43）

5 地域感染期

状態

- ・市内又は東播磨圏域のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

対策の目的

- (1) 医療体制を維持する。
- (2) 健康被害を最小限に抑える。
- (3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、地域発生早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、県内でも地域ごとに発生段階が異なる場合があることから、状況に応じた一部のまん延防止対策は実施する。
- (2) 東播磨圏域及び県内の発生状況等や県が実施する対策を勘案し、市の実施すべき対策について判断する。
- (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等に照らし、市民一人ひとりが自らとるべき感染対策について理解し、自発的行動が取られるように積極的な情報提供を行う。また、新型インフルエンザ等の重症化を防ぐため、発症者が直ちに適切な受診行動をとるよう啓発する。
- (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- (6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、ワクチン供給後に住民接種を早期かつ短期間で実施できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、速やかに実施する。
- (7) 欠勤者の増大が予測されるなか、市民生活や市民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動についてもできる限り継続させる。
- (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（1）実施体制

【防災部・健康医療部・関係部局】

県対策本部は、県内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったと判断できる場合は、必要に応じて県内感染期に移行した旨を認定し、当該期において行うべき対処方針を変更し、公表する。

なお、県の対処方針の決定については、原則として二次保健医療圏域ごとの状況を踏まえて定められる。

市対策本部は、県の対処方針及び市行動計画に基づき市の対策を決定する。

★＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞★

国が緊急事態宣言を行った場合には、次の対策を行う。

ア 直ちに市対策本部を設置する。

イ 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、国と県が協議のうえ、特措法第 38 条に基づき県による代行の措置が講じられる。

ウ 県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、自らの要員や物資等に不足が生じたときは、特措法第 39 条及び第 42 条に基づき、他の地方公共団体に応援や職員の派遣を求めることができる。また市は、特措法第 41 条に基づき、他の地方公共団体に事務を委託することができる。

（2）情報収集・提供

ア 情報収集

【防災部・健康医療部】

国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集・確認する。

イ サーベイランス

【健康医療部・教育委員会】

県は、患者発生状況に応じて、患者全数を把握することから、重症者や死亡者、集団発生を把握する体制へと移行する。

市は、県が行う調査に、引き続き協力する。

Ⅲ 各発生段階における対策（5 地域感染期）

ウ 情報提供

【企画部・健康医療部】

- (ア) 患者の急激な増加を抑制するため、予防や発症時の対処方法等について重点的に周知する。
- (イ) 県及び医師会等関係機関と連携し、不要不急の受診を控えるよう、市民に周知する。
- (ウ) 県知事による県内感染期への移行宣言が発出され、県対策本部より、下記の例のような感染拡大防止、医療体制の確保、社会活動維持に向けた必要な情報が提供されるので、市民に周知する。
- a 外出や集会の自粛要請
 - b 外来・入院医療体制の変更等（重症患者以外は自宅療養となること等）
 - c 入院・在宅医療、生活支援等に関する情報

エ 相談窓口の継続

【健康医療部】

市は、相談窓口体制を継続する。
新型インフルエンザ等が疑われる者の受診については、県が公表する、専用外来及び外来協力医療機関を紹介する。

(3) 予防・まん延防止

地域感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えることになる。一方で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性もある。このため、地域感染期においてもまん延防止対策を講じる。

・ 共通事項（対策レベル1から対策レベル3）

ア 患者・濃厚接触者への対応

【企画部・健康医療部】

県及び市は、り患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

イ 個人における対策の啓発

【健康医療部・教育委員会】

市民に対し、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

ウ 地域対策・職場対策の周知

【健康医療部・教育委員会・関係部局】

県と連携して、地域発生早期と同様の対策を実施するほか、患者数や欠勤者数の増加に応じて次の対策を行う。

- (ア) 事業者に対し、欠勤者の状況を踏まえて、必要不可欠な事業活動の継続と不急の事業活動の縮小を検討するよう要請する。あわせて、時差出勤についても検討するよう要請する。
- (イ) 県からの要請により、市立学校等において、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を行う。

エ 予防接種

【総務部・健康医療部】

市は、国が行う特定接種に協力するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

★＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞★

国が緊急事態宣言を行っている場合には、特措法第46条に基づき、住民に対して、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行う。

オ 社会活動の制限等

【健康医療部・福祉部・こども部・教育委員会・関係部局】

地域発生早期の対策レベル1から対策レベル3の対策と同様に実施する。

★＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞★

地域感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える必要がある。

このため県は、県内発生早期において期間を定めて実施している社会活動制限の実施期間の終了をもって、状況に応じ対策レベル2又は対策レベル1の対策に切り替える。市も、状況に応じて対策を切り替える。

Ⅲ 各発生段階における対策（5 地域感染期）

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者が増加する可能性がある。このような状況においては、県は改めて、社会活動制限の実施期間及び実施区域を決定し、当該期間及び区域において、県内発生早期と同様の特措法に規定する緊急事態措置として社会活動制限を実施する。

（４） 医療体制の備え

地域ごとの患者発生状況に応じて、対策の主眼をまん延防止から被害軽減（重症化予防）に切り替えるため、軽症者は自宅療養、重症者は入院という原則のもとに、県は医療体制を移行する。市は次の対策を実施する。

◎対策レベル 3

ア 在宅療養者への支援

【福祉部】

軽症者が在宅療養へと移行することに伴い、在宅療養者が増加するため、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、訪問看護サービス等の支援を行う。

★＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞★

国が緊急事態宣言を行っている場合には、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

（５） 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・ 共通事項
要援護者対策

【福祉部】

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する際に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

- ・ 対策レベルごとの事項

◎対策レベル 1 及び 対策レベル 2

ア 事業者への要請

【産業経済部】

国や県と連携して、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底する

とともに、職場における感染対策を実施するよう要請する。

イ 物資の流通確保

【産業経済部】

（ア）市民・事業者への呼びかけ

県と協力し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

（イ）マスク等の流通確保

県は、マスク等生活関連物資の不足や価格の上昇、又はそのおそれがある場合には需給状況や価格上昇の原因を速やかに調査のうえ、流通の円滑化及び価格の安定を図るので、市はこれに協力する。

◎対策レベル 3

ア 事業者への業務継続要請

【産業経済部】

県は、社会機能の維持に関わる事業者に対して、業務の継続を要請するので、市はこれに協力する。

イ 事業者支援

【産業経済部】

県は、需要の急減、従業員が感染することによる生産活動の低減、事業活動の縮小・休止等に伴う事業者の経営悪化を防ぎ、早期回復を図るため、融資等の金融対策や風評の防止と県内の状況の正確な発信のための県外 PR 等を迅速かつ積極的に実施するための準備を行うので、市はこれに協力する。

ウ 指定（地方）公共機関への要請

【防災部】

県は、指定（地方）公共機関に対し、各々が定める業務計画に基づき新型インフルエンザ等対策を実施するよう要請するので、市はこれに協力する。

エ 物資の流通確保

Ⅲ 各発生段階における対策（５地域感染期）

【産業経済部】

事業活動、流通の機能低下等に伴う食料、生活必需品の不足が予想されることから、食料、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め・売惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

オ 遺体の火葬・安置

【市民協働部・関係部局】

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。火葬場の火葬能力については、県及び近隣市町と連携し、最新の情報を共有する。

★＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞★

国が緊急事態宣言を行っている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、地域発生早期と同様の対策を行う。また、地域感染期においては、これらに加えて、次の「キ」及び「ク」の対策を行う。県が行う対策については、市はこれに協力する。

ア 事業者のサービス水準の低下にかかる市民への呼びかけ

県及び市は、住民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。

イ 緊急物資の輸送要請

(ア) 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

(イ) 県は、緊急の必要がある場合には、県と新型インフルエンザ等発生時の医薬品等の流通に係る協定に基づき、県医薬品卸業協会等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

(ウ) 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を

指示する。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

エ 犯罪の予防・取締り

県警察及び県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、県民に対する広報啓発活動を推進するとともに、県警察は、悪質な事犯に対する取締りを行う。

オ 指定(地方)公共機関との連携

指定(地方)公共機関は、国が緊急事態宣言を行った場合には、以下に示すとおり、特措法に基づき自ら定めた業務計画を実施する責務を負っている。

県は、国の緊急事態宣言の内容や政府行動計画に基づき実施される事業継続のための法令の弾力運用等について情報共有するとともに、県対策本部への参画を求めるなど、指定(地方)公共機関と連携を図る。

(ア) 電気・ガス事業者

業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給に支障を来すことなく、安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(イ) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町等

業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置を万全に行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送事業者

業務計画で定めるところにより、体制の確認や職場における感染対策を徹底し、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

(エ) 電気通信事業者

業務計画で定めるところにより、職場における感染対策の実施や災

害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

(オ) 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者

業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保や感染対策の実施等、郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

カ 登録事業者への要請

登録事業者は、国が緊急事態宣言を行った場合には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施が求められる。

県は、登録事業者に対し、必要に応じ、国の緊急事態宣言の内容等について情報提供を行うなど、業務継続についての要請を行う。

キ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国からの要請を受けて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。

ク 埋葬・火葬の特例等

(ア) 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上、緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例（特措法第 56 条）が設けられるので、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

(イ) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請を受け、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(ウ) 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(エ) 県が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、県が行うこととなっている下記の事務の一部を市が行う。

a 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火

葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で、墓地に一時的に埋葬することを考慮する。

- b 上記の際には、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で、当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置を、状況に応じて検討する。

6 小康期

状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状態

対策の目的

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民への予防接種を進める。

(1) 実施体制

【防災部・健康医療部・関係部局】

実施体制について、評価、検討し、必要に応じ体制の見直しを行う。

ア 市の体制

緊急事態解除宣言が行われたときは、市対策本部を廃止し、状況に応じて、第二波の流行に備えた警戒体制に移行するなど、適切に対応する。

イ 対策の分析・評価

実施した対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画や事務内容の見直しを行う。

(2) 情報収集・提供

情報収集・提供として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。

ア サーベイランス

【教育委員会】

国が学校等での集団発生の把握を強化している期間中は、これに協力する。

イ 情報提供

【企画部・健康医療部】

(ア) 県が安心宣言を発出したときは、市民に対しこれを周知する。

(イ) 流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行う。

(ウ) あらゆる機会を通じて広報等を図るなど、風評被害の防止に努める。

ウ 相談窓口の縮小・閉鎖

【健康医療部】

状況を見ながら、相談窓口体制を縮小・閉鎖する。

(3) 予防・まん延防止

予防・まん延防止として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。

ア 予防接種

【健康医療部】

流行の第二波に備え、国及び県と連携して予防接種法第6条第3項に基づく住民接種（新臨時接種）を進める。

イ 社会活動の制限等

【健康医療部・福祉部・こども部・教育委員会・関係部局】

海外発生期（県内未発生期）と同様の対策に切り替え、第二波の発生に備えて、対策内容の見直しを行う。

県は、県内感染期において、社会活動制限の要請を行い、その実施期間中である場合は、実施期間を変更して当該要請を終了し、関係機関・関係団体等へ周知する。

★＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞★

国が緊急事態宣言を行っている場合には、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備えて、特措法第46条に基づく住民に対する予防接

Ⅲ 各発生段階における対策（6小期）

種を進める。

（4）医療体制の備え

医療体制として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。

★＜国が緊急事態宣言を行っていた場合の事後措置＞★

国が緊急事態宣言を行っていた場合は、必要に応じ、地域感染期に講じた対策を適宜、縮小・中止する。

（5）市民生活及び市民経済の安定の確保

地方（指定）公共機関と共に、市民生活及び市民経済の安定の確保として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。県が行う対策については、市はこれに協力する。

ア 事業の再開

【産業経済部】

（ア） 県は、事業者に対し、流行状況を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。

（イ） 県は、社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

イ 要援護者対策

【福祉部】

新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する際に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

★＜国が緊急事態宣言を行っていた場合の事後措置＞★

国が緊急事態宣言を行っていた場合には、以下の対策を行う。県が行う対策については、市はこれに協力する。

ア 業務の再開

- （ア） 県は国と連携し、事業者に対して、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- （イ） 県は、国が実施する指定（地方）公共機関及び登録事業者に対する被害状況等の確認に協力する。

イ 緊急事態措置の縮小・中止等

国及び県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、特措法に基づく緊急事態措置を縮小・中止する。

【用語解説】

※アイウエオ順

- インフルエンザウイルス
インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。
人でのパンデミックを引き起こすのはA 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)
- 外来協力医療機関
県内感染期において、新型インフルエンザ患者の外来診療を行う医療機関。(通常、季節性インフルエンザを診ている一般医療機関から順次移行)
- 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途 (スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等) に応じた適切なものを選択する必要がある。
- コールセンター
海外発生期から県民からの新型インフルエンザに係る一般的な相談及び受診に関する相談を受け付ける窓口。(県及び保健所設置市で各 1 か所設置予定)
- サーベイランス
見張り、監視制度という意味。
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況 (患者及び病原体) の把握及び分析のことを示すこともある。
- 新型インフルエンザ
新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人

がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

○ WHO（World Health Organization：世界保健機関）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 専用外来

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

○ 相談センター

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ患者の濃厚接触者からの医療機関受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介する業務を行う健康福祉事務所（保健所）等。

- 相談窓口
疾病に関する相談や生活相談など住民の生活に密着した内容の相談業務を行う市町の窓口。
- 致命率 (Case Fatality Rate)
流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
- 鳥インフルエンザ
一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
- 濃厚接触者
新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
- パンデミック
感染症の世界的大流行
特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- パンデミックワクチン
新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- 病原性
新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)

に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)